

1 計画改定にあたって

1. 計画改定の趣旨

- (1) 丹波市では、男女共同参画社会の実現をめざすため、2007（平成 19）年 3 月に「第 1 次丹波市男女共同参画計画」、2013（平成 25）年 3 月に「第 2 次丹波市男女共同参画計画」、2018（平成 30）年 3 月に「第 3 次丹波市男女共同参画計画」（以下「現行計画」という。）を策定。
- (2) 2019（平成 31）年 3 月には、丹波市男女共同参画推進条例を制定し、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進してきたが、現行計画が、2022（令和 4 年）年度をもって終了することから、これまでの成果や固定的な性別役割分担意識が根強く残る現状、社会情勢の変化などを踏まえ、「第 4 次丹波市男女共同参画計画」（以下「第 4 次計画」という。）を策定する。

2. 計画の位置づけ

- (1) 男女共同参画社会基本法第 14 条第 3 項、丹波市男女共同参画推進条例第 11 条に基づく「男女共同参画計画」で、現行計画の後継計画となるもの。
- (2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」という。）第 6 条第 2 項に基づき市町村が策定する「市町村計画」に位置付ける。
- (3) 国の「第 5 次男女共同参画計画」、県の「ひょうご男女いきいきプラン 2025（第 4 次兵庫県男女共同参画計画）」、「第 2 次丹波市総合計画」「丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画（現在改訂中）」などの関連計画との整合を図りながら施策を推進する。

3. 計画の期間

2023（令和 5）年度から 2032（令和 14）年度までの 10 年間。

ただし、2023（令和 5）年度から 2027（令和 9）年度の 5 年間を前期計画実施期間、2028（令和 10）年度から 2032（令和 14）年度の 5 年間を後期計画実施期間とする。

4. 計画の策定方法

- (1) 「丹波市男女共同参画審議会」並びに「丹波市男女共同参画推進本部」において、計画素案並びに計画における施策について検討。
- (2) 男女共同参画についての意識や実態の把握と計画策定の際の資料とすることを目的に市民、事業所への意識調査及び市民団体へのヒアリング、市民ワークショップ、審議会委員のグループワークを実施。
- (3) 計画素案の段階において、市民からの意見募集（パブリックコメント）を実施。その結果を反映しながら策定する。

2 男女共同参画をめぐる現状と課題

1. 国・県の動向

(1) 国の動向

- ・2020（令和2）年12月 第5次男女共同参画計画策定。
- ・2022（令和4）年4月 「女性活躍推進法」の一部改正
- ・2018（平成30）年6月 「働き方改革関連法」が成立し、2020（令和2）年度から長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まる。
- ・2018（平成30）年5月 「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立。

(2) 県の動向

- ・2021（令和3）年 国の法整備などを受けて「ひょうご男女いきいきプラン2025（第4次兵庫県男女共同参画計画）（令和3年度～令和7年度）」を策定。

2. 丹波市の動向

(1) 現行計画の策定後【2018（平成30）年3月以降】の動き

- ・2019（平成31）年4月1日 丹波市男女共同参画推進条例 施行
- ・同年（令和元）年10月22日 丹波市男女共同参画センターの設置
- ・2020（令和2）年4月1日 丹波市配偶者暴力相談支援センターの設置

(2) 人口等の動向

- ・少子高齢化の進行と家族形態の多様化及び女性の就業について
- ・丹波市の女性の参画状況

3. 市民・事業所の意識と実態

(1) 市民意識調査結果

- ①分野別の男女の平等感
- ②固定的な性別役割分担に対する考え方
- ③女性が仕事を持つことについての考え方
- ④「仕事」・「家庭」・「地域・個人生活」の優先度
- ⑤就労をしている人の1日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間
- ⑥居住地域での男女不平等なことについて
- ⑦地域活動において男女共同参画を進めていくために必要なこと

(2) 事業所意識調査結果

- ①女性の管理職登用についての考え方
- ②女性の管理職登用の推進にあたっての課題について
- ③ハラスメントで問題になったことの有無
- ④ハラスメント防止に対する取組について

4. 現行計画の成果 ※計画素案 参照

5. 課題のまとめ ※計画素案 参照

6. 第4次計画の方向性

- ・ 現行計画の課題や意識調査の結果を踏まえ、男女共同参画社会を築くための計画であるという視点から、重点的に取り組む事項を整理した。
- ・ あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会をめざすためには、仕事と家庭、地域活動などが密接に関係することから、現行計画の基本目標2と基本目標3を集約し、第4次計画は3つの基本目標に焦点をあてる。

3 計画の基本的な考え方

1 第4次計画の考え方

- (1) 現行計画策定後に制定した、丹波市男女共同参画推進条例により、市、市民、事業者、団体等が協働し、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進する。
- (2) 男女共同参画の推進には、国際社会における取組と密接な関係を有することから、国際的な取組であるSDGsの目標を踏まえた取組を実施する。

2 基本理念とめざすまちの姿

- (1) 丹波市男女共同参画推進条例の7つの基本理念を第4次計画の基本理念とする。
- (2) めざす10年後の丹波市の姿は、誰もがいきいきと暮らすことができる男女共同参画社会が実現されている。

一人ひとりの個性と持てる力が発揮できる ジェンダー平等のまち
～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

3 計画の基本目標

- 基本目標1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消
基本目標2 あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進
基本目標3 だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

4 施策の体系

※計画素案 参照

4 施策の展開

※計画素案 参照

5 計画の推進

※計画素案 参照